

令和4年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和4年6月7日（火曜日）

---

○議事日程（第2号）

令和4年6月7日（火）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第40号 尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第41号 令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について  
（提案説明、審議留保）
- 日程第 4 報告第 6号 令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
（報告、質疑）

○出席議員（10名）

1番	南 靖久	議員	2番	小川公明	議員
3番	濱中佳芳子	議員	4番	西川守哉	議員
5番	村田幸隆	議員	6番	三鬼和昭	議員
7番	内山左和子	議員	8番	中村レイ	議員
9番	中里沙也加	議員	10番	仲 明	議員

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加藤千速君
副 市 長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	三鬼基史君

政策調整課長	三 鬼 望 君
政策調整課調整監	濱 田 一多朗 君
政策調整課参事	西 村 美 克 君
総務課長	竹 平 專 作 君
財政課長	岩 本 功 君
防災危機管理課長	尾 上 廣 宣 君
税務課長	仲 浩 紀 君
市民サービス課長	湯 浅 大 紀 君
福祉保健課長	山 口 修 史 君
環境課長	吉 沢 道 夫 君
商工観光課長	森 本 眞 明 君
水産農林課長	芝 山 有 朋 君
水産農林課調整監	丸 茂 亮 太 君
建設課長	塩 津 敦 史 君
水道部長	神 保 崇 君
尾鷲総合病院事務長	佐 野 憲 司 君
尾鷲総合病院総務課長	高 濱 宏 之 君
教 育 長	出 口 隆 久 君
教育委員会教育総務課長	森 下 陽 之 君
教育委員会生涯学習課長	平 山 始 君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高 田 秀 哉 君
監査委員事務局長	野 地 敬 史 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	高 芝 豊
事務局次長兼議事・調査係長	北 村 英 之
議 事 ・ 調 査 係 書 記	宮 本 朋 実

[開議 午前 9時59分]

議長（小川公明議員） 皆様、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、村田幸隆議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」及び日程第3、議案第41号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） まず冒頭で、議長の許可を得て、報告させていただきたいことがございます。

私ごとで大変恐縮ではございますが、新聞紙上等で私の様子を御覧になられた市民の方から、私の健康状態を気遣うお声をたくさんいただいております。御心配をいただいたことには感謝に堪えない気持ちでいっぱいですが、最近では、目の治療を行ったことで、いささか疲れた様子に映ってしまった可能性はありますが、至って体調は良好でございます。このとおり、私はすこぶる元気であることをまずもって報告させていただきます。いろいろとお気遣いをいただき、ありがとうございました。

それでは、令和4年第2回定例会の開会に当たり、小川公明議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけでございますが、議員の皆様

とともに、市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回任期を終えられました前議長の三鬼和昭議員には、格別の御厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年度は第7次尾鷲市総合計画の初年度であり、最初の5年間の基本計画を基に、具体的な施策を構築し、実行に移す重要な年度であります。まちの将来像「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の実現に向け、各課の主要課題として51項目の課題を洗い出し、私から各所属長に対し、必達事項として組織目標とロードマップを提示させ、具体的な成果を出すよう指示しているところであります。また、本計画の実現のためには、市民並びに議員の皆様の御協力が必要不可欠なことから、皆様の御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。3年ぶりに新型コロナウイルス感染拡大防止に係る制限のない大型連休を終えましたが、いまだ全国的には感染再拡大の兆候が見られる地域もあり、さらに、オミクロン株の新たな変異株が国内で確認されるなど、第7波に向け、注意する必要があります。

県内においては、病床使用率は20%前後で推移しており、逼迫した状態ではないものの、感染者数が高止まりの傾向にあり、予断を許さない状況が継続しております。一方で、本市の先月以降における状況としましては、感染者が度々確認されており、その傾向としては、若い年代層が多くを占めている状況であります。

このような中、夏場を迎えるに当たり、熱中症予防と基本的な感染対策を両立していくことが重要であります。市民の皆様におかれましては、感染症予防策を講じながら、可能な限り日常の生活を取り戻すことができるよう、御理解と御協力をお願いいたします。また、新型コロナワクチン接種につきましては、3回目接種を希望される方についてはおおむね完了し、4回目接種に向けた取組を進めております。

この重症化予防を目的とした4回目接種につきましては、国の方針に従い、現

時点では、対象者を60歳以上及び18歳から59歳までの基礎疾患のある方などに限定して実施いたします。

加えて、3回目接種から5か月以上経過した方を対象とするなど、接種間隔につきましても、従前より短縮しております。市民の皆様が混乱することなく、安全安心かつ、迅速に接種していただけるよう、紀北医師会、紀北薬剤師会の御協力の下、接種体制の構築を鋭意進めてまいります。

次に、認定こども園についてであります。これまで福祉保健課、教育委員会及び社会福祉法人尾鷲民生事業協会を中心に準備を進めてまいりました幼保連携型認定こども園ひのきっここども園が本年4月3日に、71名の元気な子供たちを迎え、開園いたしました。

「子どもたちの健やかな心身を育み、遊びや活動をとおして「生きる力」の基礎を培う」をベースとし、一人ひとりを大切にする教育・保育、集団のなかで子供を育む教育・保育、小学校との連携、円滑な接続など、八つの教育・保育方針に基づき、実施してまいります。

また、認定こども園の大きな役割の一つでもある子育て支援につきましても、地域に開かれた子供の体験の場として、園庭の開放や親子の交流を深める集いの場を提供し、子育て相談ができる体制などを整え、子育て世代にとって利用しやすく身近な場所となるよう取り組んでまいります。

今後も一層、福祉保健課、教育委員会、尾鷲民生事業協会が協力・連携し、尾鷲に暮らす子供たちがよりよい教育・保育を受けることができるよう、そして健やかに成長できるよう、鋭意取り組んでまいります。

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。本年4月から整形外科において、常勤医師が1名体制となり、救急患者の受入れを制限しております。骨折や事故等での救急搬送において、管外搬送が増加し、地域住民の皆様には大変な御負担をおかけしております。

現在、整形外科の常勤医師確保のため、県外にも医師の派遣や紹介を求め、取り組んでおりますが、現状は非常に厳しく、短期間での医師確保は困難な状況であります。今後は、尾鷲総合病院が地域医療及び救急医療を堅持するため、整形外科のみならず、医師確保に向けてあらゆる手段を講じて、全力を注いでまいります。

次に、リニアックの稼働状況についてであります。去る3月26日に、鈴木英敬衆議院議員と一見勝之県知事を来賓に迎え、三重大学先進がん治療学講座の野

本由人教授による説明の下、尾鷲総合病院運営懇話会の委員の皆様を招き、内覧会を実施いたしました。

当初の予定どおり4月6日から稼働し、患者さんへの放射線治療を開始いたしました。今後、この治療を必要とする患者さんにとっては、地元で通院治療が行えることとなり、身体的・精神的・経済的な負担が軽減されることとなります。

これにより、本地域の患者さんを紹介している済生会松阪総合病院、伊勢赤十字病院や松阪中央総合病院などを訪問し、リニアック稼働の報告等を行い、専門的な治療が終了後、当院での治療を勧めていただくよう、PR活動に努めてまいりました。今後も、この活動を継続して取り組んでまいります。

次に、MRIの更新についてであります。4月下旬から約1か月間を要し、機器の入替えを実施いたしました。その期間は、できる限り患者さんや関係機関の皆様にご負担をおかけしないよう、トレーラータイプの移動式MRIを設置し、トラブルもなく無事に更新を完了いたしました。この上は、最新の機器を導入したことにより、皆様が心配されておりました点も解消し、よりよい医療検査が提供できるようになりましたので、住民の皆様におかれましては、当院をぜひ御利用いただきますようお願い申し上げます。

次に、病院長の人事についてであります。去る3月31日の全員協議会において、小薮病院長の体調不良と、それに伴う産婦人科の日下医師の病院長代行への就任を報告いたしました。三重大大学の人事異動により、小薮病院長が今月30日をもって当院を退職することとなりました。

このことを受け、次期病院長について、三重大大学の各方面の先生方と相談しておりましたが、同大学の御推薦をいただき、日下医師に病院長就任を打診したところ、快く承諾いただきました。これにより、来月1日から日下病院長の下、当院を運営していくこととなりますので、ここに報告させていただきます。

次に、まちなか清掃についてであります。尾鷲市民憲章において、「郷土を愛し、清潔でみどり豊かなまちをつくりましょう」「人と人とのつながりを大切にし、思いやりのある住みよいまちをつくりましょう」と掲げております。

私は、この市民憲章に基づくまちづくりを、市民の皆様と共に築き上げることを、一步一步具体的に進めていきたいと考えております。そして、未来を担う子供たちのためにも、100年後にこの美しいふるさと尾鷲を引き継いでいくことが、今、尾鷲で生活している全ての人の責務であると思っております。

本市といたしましても、本年度、市職員から清掃ボランティアを募り、毎月1

回のまちなか清掃を計画し、4月は雨天で順延となりましたが、5月20日に1回目を実施したところであります。

このような活動は小さなことかもしれませんが、一つのきっかけとして、市民一人一人が尾鷲に誇りと愛着を持ち、おもてなしの心を育む地域づくりを目指すため、より多くの市民の皆様にも御協力をいただきながら、活動の輪を広げてまいりたいと思っております。

次に、農業振興についてであります。本市の農業は、中山間地域で農業の生産性が低い上、農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況であります。新たな農業者や企業参入などもあり、今後の本市の農業の発展に期待しているところであります。

このような中、農林水産省において、2050年までに農林水産業におけるカーボンニュートラル等の環境負荷の軽減と、持続可能な食料システムの構築を目的とした、みどりの食料システム戦略が策定され、新たな交付金が創設されるなど、国を挙げた取組が加速化しております。このため、環境負荷を軽減した農業の在り方や、農産物への関心がさらに高まるとともに、その市場も拡大していくものと考えております。

このことから、本市の農業を生かしたまちづくりを、カーボンニュートラルなど、環境面とも連動した形で新たな展開に結びつけていくことを目的として、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金を活用し、農業生産による環境負荷が低減される有機農業の推進を図りながら、農作物の付加価値向上や、新たな販路拡大を進め、持続可能な地域農業づくりに取り組んでまいります。

次に、尾鷲市地域資源活用総合交流施設、夢古道おわせについてであります。本年4月1日から臨時休館とさせていただき、御利用者の皆様には、大変御不便をおかけしたところでございます。利用を待ち望んでおられた多くの方からは、早期の運営再開を望む声をいただいておりますが、本日7日から、レストラン部門を除き、営業を再開する運びとなりました。営業再開に当たりましては、コロナ禍以前のようなにぎわいを目指し、新たな企画、そしてPRを進め、夢古道おわせが観光施設の核となるべく、指定管理者とともに誘客の拡大に取り組んでまいります。

なお、レストランの再開につきましては、尾鷲の食を楽しんでいただけるような新企画を考案中でございますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

次に、本市の4大イベントについてであります。尾鷲の夏の風物詩である、おわせ港まつり、また、秋のイベントとして、おわせ海・山ツデーウォーク、全国尾鷲節コンクール、尾鷲磯釣大会につきましては、市民の皆様、来訪者の皆様に癒やしや楽しみをお届けできるものであります。感染症拡大の影響を受け、2年続けての中止・中断を余儀なくされております。

本年度におきましては、この4大イベントに関わる実行委員会の皆様、関係者の皆様と、コロナ禍ではあるものの、開催方法等について、前向きな検討を重ねているところであります。開催に必要な課題を洗い出し、今年こそはと楽しみにされている全ての皆様に喜んでいただけるよう協議を進めてまいります。

次に、市立運動場テニスコートの改修整備についてであります。市立運動場に併設する同テニスコートにつきましては、昭和63年に改修して以来、大規模な整備が行われておらず、舗装面のひび割れなどの老朽化が著しいことから、施設の改修整備が課題となっております。一方で、現在、尾鷲中学校女子テニス部が部活動の練習等に借用しております、中部電力尾鷲三田工事所構内のテニスコートが、本年度において施設の取壊しに伴い利用できなくなることから、新たな練習場所の一つとして、市立運動場テニスコートの活用について検討を行ってまいりました。

これらの課題を解決するため、昨年度より、独立行政法人日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成金を活用した同テニスコートの改修整備に、事業計画の立案を行ってきたところであります。

本年4月において、本市事業計画に対する助成金の配分決定がなされたことから、今定例会に補正予算を計上し、現行4面のハードコートと、砂入り人工芝コートに全面改修整備を行うものであります。本改修整備により、市民、生徒への安全・安心で快適なスポーツ活動環境の提供とともに、スポーツ振興と健康増進を推進してまいります。

次に、おわせ多目的スポーツフィールド整備事業についてであります。本年3月31日にお認めいただきました設計等業務委託料につきましては、先月20日に、先行して中部電力尾鷲三田工事所構内の都市計画区域における地質調査業務に係る入札を執行し、同月23日に契約を締結したところであります。

また、本事業は、尾鷲都市計画公園である国市浜公園として、国の社会資本整備総合交付金を活用し実施しており、本年度要望額に対して、国から満額内示をいただいております。今後も、中部電力尾鷲三田工事所構内における、おわせ多



目的スポーツフィールドの円滑な整備に向け、国・県・関係団体等との連携調整を図りながら、また、進捗状況について、随時、報告させていただきながら、取組を進めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、学校給食施設整備事業についてであります。尾鷲中学校の給食導入につきましては、これまで長い間の課題であり、保護者の皆様の念願でもありました。

本事業は、尾鷲小学校と尾鷲中学校の親子方式による給食導入の手法を採用し、尾鷲小学校の給食施設の老朽化対策と米飯給食の実施という課題も同時に解決することを目指し、約2年間にわたり協議を重ね、ようやく実施に向けての取組が進んでまいりました。

現在の進捗状況は、4月26日に開催されました第3回臨時会において、本事業に係る工事請負費等の補正予算について御承認をいただいたところで、今後は無事工事を完成させ、年度内の給食開始を目指して、鋭意取り組んでまいります。

次に、ホームページのリニューアルについてであります。ホームページは、本市の情報や魅力を皆様に発信するためのツールとして、重要なものと考えておりますが、現行では知りたい情報の探しやすさや、利用者が多いスマートフォンへの対応などにおいて、改善すべき点がある状況であります。

その状況を改善するため、ホームページでのアンケートによる皆様の声や、子育て中のお母さん方の御意見を参考にしながら、職員で構成する情報発信ワーキンググループを中心に、デザインや構成を検討しているところであります。リニューアル後のホームページは、御覧いただく方をお迎えするウエルカムページ、全体の情報を示すメインサイトに加え、外部への情報提供の必要性が高い三つの特設サイトを新たに設けることとしております。

この特設サイトには、安心して生み育てるための子育て、尾鷲の食と地域資源で集客交流人口の増加を目指す観光・食、そして新しい人の流れを創出し、関係人口の増加につなげる定住・移住を選定し、本年10月からの公開を目指しております。このことにより、情報発信力と訴求力の強化を図り、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」の魅力を今以上に発信し、情報提供施策のさらなる充実に努めてまいります。

次に、空家等対策についてであります。近年、全国的な課題として、適切な管理が行われていない空家等が深刻な社会問題となっております。本市におきましても、昨年度に実施いたしました空家等実態調査において、空家率が市全体で11%、不良度判定では、最も不良度が高いとされる空家が81軒に上ることが判

明いたしました。

この調査結果を受けて、先月に開催いたしました尾鷲市空家等審議会におきまして、尾鷲市空家等対策計画の改訂版を御承認いただき、また、先月18日には、本計画の改訂内容につきまして、行政常任委員会に報告させていただいたところであります。

本計画に基づき、空家等対策を推進していくため、空家所有者等への啓発に取り組むとともに、倒壊の危険性が高く、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念される物件につきまして、特定空家の認定に係る詳細調査を実施してまいります。

今後、市民の皆様の安全で安心な暮らしを実現していくためには、空家等の所有者が自らの責任において適切な管理に努めるとともに、行政としましても、空家等の適正な管理や特定空家等の発生予防に向けた対策を総合的に講じてまいりたいと考えております。

続きまして、今回提案しております議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」及び議案第41号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」の2議案について説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

まず、議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、所得税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の規定に基づく過疎地域の課税免除・不均一課税を定める条例中で引用されている、租税特別措置法、同法施行令の規定について項ずれ等が生じているため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、3ページの議案第41号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第4号）主要事項説明の1ページを御覧ください。今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で9,437万7,000円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた

予算総額を191億7,945万3,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。2ページを御覧ください。

14款国庫支出金460万1,000円の増額は、小中学校における新型コロナウイルス感染対策用消耗品の購入に対する、学校保健特別対策事業費補助金360万円及び母子家庭等対策総合支援事業補助金79万5,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金671万1,000円の増額は、有機農産地づくり緊急対策事業に対する、みどりの食料システム戦略緊急対策交付金592万4,000円の追加が主なものであります。

18款繰入金579万7,000円の増額は、今回の補正財源として、財政調整基金から309万7,000円、災害等対策基金から270万円をそれぞれ繰り入れるものであります。

20款諸収入4,466万8,000円の増額は、市立運動場テニスコート改修工事に対するスポーツ振興くじ助成金3,526万8,000円、及び一般コミュニティ助成事業助成金940万円をそれぞれ追加するものであります。

21款市債3,260万円の増額は、市立運動場テニスコート整備事業債の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。4ページを御覧ください。

まず、総務費のコミュニティセンター費では、市内4地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金940万円の追加であります。

次に、民生費の児童福祉総務費では、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校臨時休校等の対応として、放課後児童クラブ運営委託料35万円の増額、及び放課後児童クラブ利用料減免事業補助金27万1,000円の追加であります。

母子福祉費では、高等職業訓練促進給付金等事業補助金106万円の増額であります。

次に、衛生費の保健総務費では、尾鷲市特定不妊治療費等補助金40万円、予防費では、子宮頸がん予防ワクチンを任意接種した方に対する予防接種補助金25万2,000円のそれぞれ増額であります。

次に、農林水産業費の農業振興費では、有機農産地づくりを推進するための、

みどりの食料システム戦略緊急対策事業592万5,000円、漁港管理費では、漁港漂着物処理業務委託料37万5,000円の追加であります。

次に、教育費のうち、小中学校の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症対策消耗品費として、合わせて630万円の増額であります。公民館費では、中央公民館2階図書館系統空調機修繕料187万円、運動場管理費では、市立運動場テニスコート改修工事請負費6,790万5,000円の追加であります。

以上をもちまして、議案第40号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例及び尾鷲市過疎地域持続的発展支援に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」及び議案第41号「令和4年度尾鷲市一般会計補正予算（第4号）の議決について」の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（小川公明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第4、報告第6号「令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。ただいま議題となりました報告第6号につきましては、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。議案書の4ページを御覧ください。

報告第6号「令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、地方公務員の定年延長に伴う例規整備事業をはじめとする、令和3年度尾鷲市一般会計予算の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。なお、梶賀コミュニティーセンター空調改修事業につきましては、昨年度内に事業が完了したことから、翌年度繰越額がゼロ円となりましたことを併せて報告いたします。

以上をもちまして、報告第6号「令和3年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」の説明とさせていただきます。

議長（小川公明議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(小川公明議員) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日8日水曜日から10日金曜日まで、議案調査のため休会とし、13日月曜日午前10時より本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前10時32分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 小 川 公 明

署 名 議 員 村 田 幸 隆

署 名 議 員 三 鬼 和 昭